第 2211 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 1月 14日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⇒ 与党の平成 15 年度税制改正大綱

Q:今年度の税制改正大綱が発表されたようですが、その内容を教えてください。

A: 先月公表された与党の税制改正大綱には、次のような内容が盛り込まれています。

(1) 相続税・贈与税

平成15年1月1日以後の相続・贈与について、相続時精算課税制度を導入するとともに、最高税率を50%に引き下げる。

(2) 消費税

平成16年4月1日以後に開始する課税期間から、免税事業者の要件を1千万円(現行3千万円)以下とし、簡易課税制度の適用要件を5千万円(現行2億円)以下とする。

(3) 個人所得課税

平成16年分から、配偶者特別控除のうち控 除対象配偶者について配偶者控除に上乗せし て適用される部分の控除を廃止する。

上場株式等を平成15年1月1日から5年間に譲渡した場合の源泉徴収税率は国税7%+地方税3%とする。平成15年4月1日から5年間に支払を受ける上場株式等の配当等の源泉徴収税率は国税7%+地方税3%(平成15年12月31日までは国税10%)とする。

(4) 法人課税

資本金1億円以下の中小法人の交際費等の 損金算入限度額を400万円×90%とする。

中小企業者等が平成15年4月1日~18年3月 31日に取得した30万円(現行10万円)未満の 減価償却資産の全額損金算入を認める。

法人事業税の外形標準課税は資本金1億円 以上の法人に限って導入する。







